

<研究ノート>

## 「標目未記載ユニット・カード」方式をめぐる議論—日本における近代目録法をめぐる論争を読む (7)

和中幹雄

はじめに

1. 目録委員会関連の 1960 年代後半の状況
2. 第 1 回整理技術全国会議の予稿集
3. 会議開催の目的と昭和 43 年度全国図書館大会での議論
4. 参考資料について
5. 会議の概要

あとがき

はじめに

前回<sup>1)</sup>は、目録規則をめぐる 1960 年代の論争として、『日本目録規則 1965 年版』(NCR1965) 刊行までの経緯、『整理技術テキスト』(1964) の編集・刊行、日本図書館協会 (JLA) 内の「整理技術委員会」の設置とその果たした役割、「NCR1965 追加規則および修正・増補事項」の公表、『整理技術テキスト』改訂版 (1969) の編集・刊行、JLA 内の「整理技術グループ」の発足と『整理技術通信』の発行を取り上げた。

1970 年代は、1970 年 6 月 5 日に開催された第 1 回整理技術全国会議で始まる。この会議は JLA 整理技術委員会<sup>2)</sup>が主催するもので、JLA 目録委員会が提案する「標目未記載ユニット・カード」方式について検討することを目的とするものであった。これ以降、非基本記入方式と呼ばれる二つの目録規則、『日本目録規則 新版予備版』(NCR1977) と『日本目録規則 1987 年版』(NCR1987) の策定に向けた全国的議論を目的として JLA 整理技術委員会主催の整理技術全国会議が 1985 年の第 10 回まで継続して開催されている。

本稿では、非基本記入方式の検討の出発点となった第 1 回の全国会議における議論を通じて、世界的にも珍しい非基本記入方式が短期間でどのようにして導入されるようになったかを探ってみることにする。

### 1. 目録委員会関連の 1960 年代後半の状況

会議の内容を検討する前に、前回の記述と重複する点があるが、目録委員会関連の 1960 年代後半の状況をまとめておきたい。

---

1) 「1960 年代の目録規則をめぐる論争—日本における近代目録法をめぐる論争を読む (6)」

『メタデータ評論 (10)』2025.10, p.55-82

([https://doi.org/10.51042/metadatahyoron.10.0\\_55](https://doi.org/10.51042/metadatahyoron.10.0_55))

2) この組織の成り立ちについては、同上 p.60-62 参照

表 1 JLA 目録委員会関連年表 (1964～1972)

1964.5	JLA [事務局] が、『整理技術テキスト』を編集刊行
1964.11	JLA 常務理事会が、常置委員会としての「整理技術委員会」設置を提案
1965.1	JLA 常務理事会が、整理技術委員会提出の修正申入れ事項を目録委員会が検討することを条件に NCR1965 の刊行を決定
1965.5	NCR1965 刊行
1967.8	関野真吉から中村初雄へ目録委員会委員長交代
1968.9	昭和 43 年度全国図書館大会第 12 部会 (整理技術：印刷カードの普及と改善の諸問題) において「記述だけの印刷カード」について討議 <sup>3)</sup> 。
1969.6	JLA 整理技術委員会編『整理技術テキスト：簡素化のてびき』(1964 年版の改訂版) 刊行
1969.11	JLA 目録委員会が、「目録委員会報告-1-NCR1965 年版追加規則 (最終案)」を公表 <sup>4)</sup>
1969.12	JLA 目録委員会が、「目録委員会報告-2-NCR1965 年版修正事項及び増補事項 (昭和 44 年 9 月 30 日)」を公表 <sup>5)</sup>
1970.1	中村初雄から小田泰正へ目録委員会委員長交代
1970.5	第 12 期委員会 (小田泰正委員長) 発足
1970.6	第 1 回整理技術全国会議において「標目未記載ユニット・カード」について討議
1970.9	日本図書館協会目録委員会編『日本目録規則 1965 年版追加規則および修正・増補事項』(日本図書館協会, 1970.10. 70p.) 刊行
1971.5	第 13 期委員会 (小田泰正委員長) 再任
1971.6	第 18 回目録委員会において「NCR1965 年版の暫定修正の作業を中止し、標目未記載ユニット・カードを前提とする新版の作成に着手すること」を決定
1971.12	小田泰正、目録委員会委員長を辞任
1972.3	田辺広 (東京大学附属図書館)、委員長就任
1977.12	NCR1977 刊行

以上の年表を見ると分かるように、NCR1965 刊行から「標目未記載ユニット・カード」方式を提案した 1970 年までに、著者基本記入論者であった関野真吉と中村初雄の二人の目

<sup>3)</sup> 『図書館雑誌』 62(12), 1968.12, p.594-598

<sup>4)</sup> 『図書館雑誌』 63(11), 1969.11, p.35-42

<sup>5)</sup> 『図書館雑誌』 63(12), 1969.12, p.57-65

録委員会委員長が辞任し、1970年1月に整理技術委員会が推薦する国立国会図書館(NDL)職員の小田泰正が就任している<sup>6)</sup>。

1967年8月段階の目録委員会と1970年1月に発足した第12期目録委員会の委員長と実行委員は次のとおりである。

表2 目録委員会の委員長と実行委員

1967年8月段階の目録委員会 <sup>7)</sup>	第12期目録委員会 <sup>8)</sup>
<委員長> 中村初雄(慶応大学教授)	<委員長> 小田泰正(NDL)
<実行委員> 石山洋(NDL)	<実行委員> 浅賀律夫(東京経済大図書館)
乙骨達夫(NDL)	石井紀子(都立日比谷図書館)
高橋泰四郎(NDL)	石山洋(NDL)
丸山昭二郎(NDL)	巖礼吉(NDL)
岩渕泰郎(東京学芸大学)	乙骨達夫(NDL)
真中祐一(都立日比谷図書館)	加藤昭雄(アジア経済研究所図書館)
筒井福子(日比谷高校)	鈴木英二(興風会図書館)
池田孝(神奈川県立図書館)	田辺広(東京大学附属図書館)
	丸山昭二郎(NDL)
	宮坂逸郎(NDL)
	植田喜久次(協会事務局、同年10月～浦和市立図書館)

小田泰正は就任2年後に田辺広に委員長を交代している。田辺広はNCR1977刊行の際の目録委員会の委員長である。JLA常務理事会や整理技術委員会にどのような意図があったかは分からないが、ここに登場する4人の委員長は、結果的にそれぞれ一つずつの役割を担ったことになる。関野真吉はNCR1965の編集刊行、中村初雄はNCR1965の追加規則と修正事項及び増補事項の編集を担当した。ここまでが著者基本記入方式を推進し、続いて小田泰正はNCR1965改訂作業中止の決定と「標目未記載ユニット・カード」方式の提案を行い、NCR1977の編集刊行を手掛ける田辺広に引き継いでいく。

なお、NCR1965の追加規則と修正事項及び増補事項を反映したNCR1965の改訂版は刊行されずに終わっている。

6) 『図書館雑誌』63(12), 1969.12, p.52

7) 「協会通信」『図書館雑誌』61(8), 1967.8, p.35

8) 「目録委員会報告」『日本目録規則 新版予備版』1977, p.i

## 2. 第 1 回整理技術全国会議の予稿集

第 1 回整理技術全国会議は、1970 年 6 月 5 日午前 10 時～午後 5 時半、明治大学大学院南講堂で開催されたが、それに先立つ約 1 か月前に、開催通知とともに「予稿集」が『整理技術通信』No.13 (1970.5.15) で公表されている。

会議参加の資格は特に問わないが、「本協会の会員であり、経験を有する整理の担当者・整理技術ならびにこの問題に関心の深い方々」としている。

予稿集の内容は次のとおりである。

- ・ 基調報告 標目未記載ユニット・カードの検討について (目録委員会)
- ・ 参考資料 標目未記載ユニット・カードに関連する諸意見
- ・ 事例発表 1 標目未記載ユニット・カード採用事例 (石塚栄二)
- ・ 事例発表 2 採用後に中止した事例 (竹中靖雄)
- ・ 事例発表 3 標目記載のものとの混合事例 (山縣二雄)

最初の基調報告では、次のようなことが冒頭で記されている。

「標目未記載ユニット・カード」とは、「標目部分を空白にし、著者表示を必ずおこない、著者名・書名など標目となるべきものの読み方をトレーシングに示したユニット・カード」と定義した上で、「新目録委員会がその最初の仕事としてとりあげ検討しようとしているのは、これまでいくたびか論ぜられてきた著者名対書名の主記入論を、ここにまたあらためて繰り返そうとするものでは断じてなく、そうした論議におちいることは厳に戒めようとしているものである。」と力説している。

次にこの問題を取り上げる理由を二点挙げている。

第一の理由は次のとおりである。

国際目録原則にのっとり「日本目録規則 1965 年版」と標目未記載ユニット・カードの考え方を示唆する「整理技術テキスト簡素化のてびきー」との関係はどう処理するのか、という関係館界の声に答えなければならないからである。ここで問題となるのは、漢字で表記した標目では目録記入の排列位置をきめることが困難であり、仮名なりローマ字で表記した標目では同音異字の個別化ができず、同一著者・同一書名のもを一か所に集めることができない、という和漢書の標目にまつわる特異な問題をどう解決するかということであり、  
(中略) いいかえれば、和漢書の標目は機能的にどうあるべきかという著者名主記入・書名主記入などの論議以前の和漢書の標目そのものについての本質的検討なのである。(アンダーライン引用者)

すなわち、同一団体 (JLA) が刊行する二つの異なる目録作成方式の問題解決案としての「標目未記載ユニット・カード」方式の検討をお願いするというのが、この問題を取り上げた第一の理由としている。

第二の理由は、「印刷カードとしての和漢書のユニット・カードはどうあるべきか」という問題であり、次のように述べている。

欧米の図書館界においては既に日常的なものになっている印刷カードが、今後の日本の図書館界においても、目録作業の省力化と目録の統一のために普及していかなければならず、そのような気運がようやく大学図書館を中心に高まりつつあるとき、前述の標目の問題とも深く関連して、印刷カードとしての和漢書のユニット・カードはどうあるべきか、国内のみならず外国をも含めて、すべての図書館が利用するうえで、どのような形のユニット・カードが、より融通性に富み、目録の本来の在り方に適合するかという問題を、目録委員会としては検討しなければならないからである。

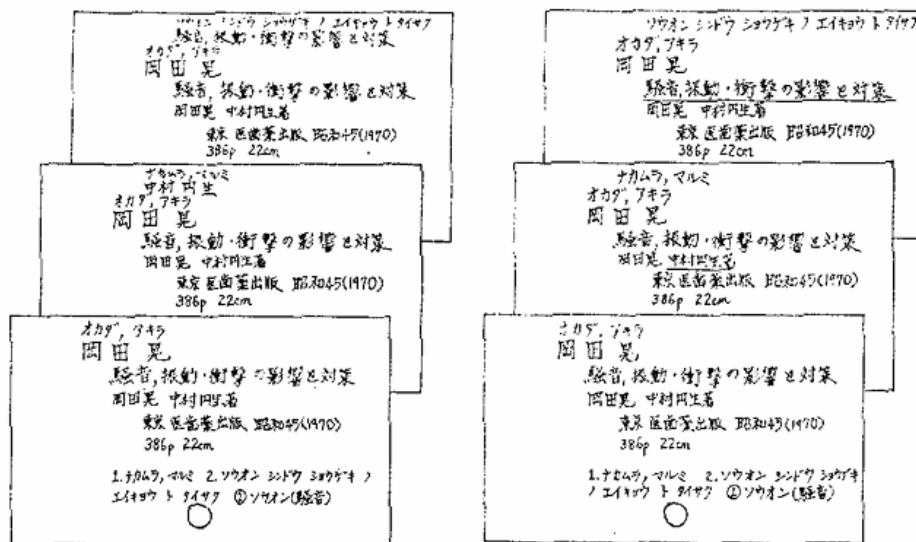
(中略) ここで問題となることは、ユニット・カードというものは、目録規則に定める基本記入の形でなければならないか、ということであり、この問題を検討するためには、ユニット・カードの本来の目的・機能についての省察がなされなければならないであろう。(アンダーライン引用者)

目録委員会は、全国的な標準ユニット・カード、特に NDL 印刷カードの普及と改善の課題と二つの異なる目録作成方式の問題を結びつけ、読みと漢字形を必要とする「和漢書の標目」に着目し、やや持って回った言い方ではあるが、基本記入方式でも非基本記入方式でも対応できる方法として、「標目未記載ユニット・カード」方式を提案しているのである。

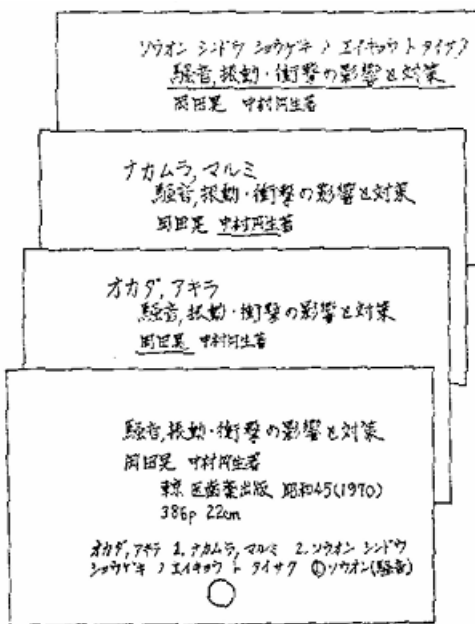
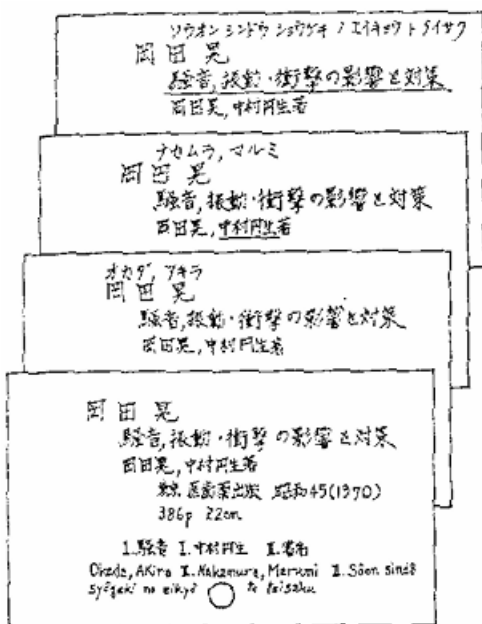
次のように 6 種類の和漢書のユニット・カードの事例を示している。

① NCR(1965 年版)方式

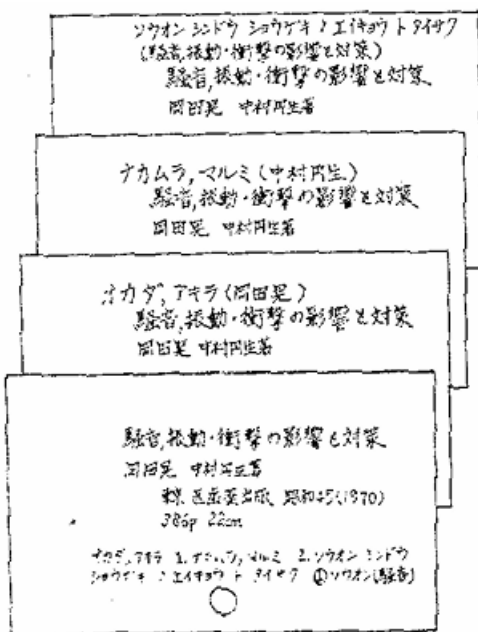
② NCR(1965 年版)方式 (別法)



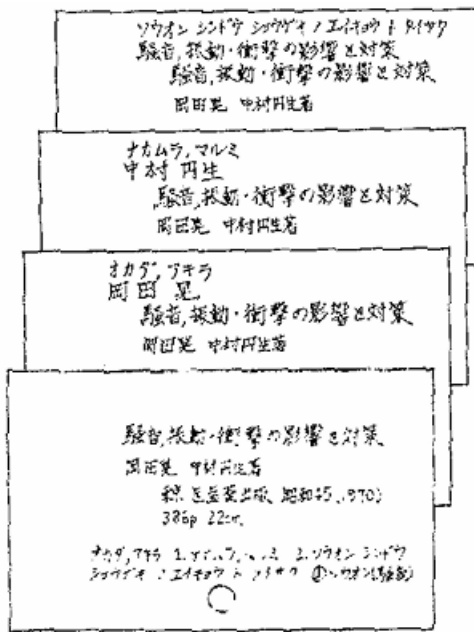
- ③NDL のカードを用いた表記のみの方式    ④標目未記載のユニット・カードを用いた方式 (表記のみ)



- ⑤標目未記載のユニット・カードを用いた方式 (表記+漢字補記)



- ⑥標目未記載のユニット・カードを用いた方式 (漢字+表記)



上記の④から⑥の標目未記載ユニット・カードも含めて、すべて基本記入方式に基づくユニット・カードとされている。というのは、標目部分を空白にしておいて、標目となるべき著者名・書名などの読みを仮名ないしローマ字でカード下部のトレーシングに示しておく。

必要な枚数のカードを複製した後に、基本記入の標目も含めてそれぞれの標目（の読み）をカードの冒頭に追記する。カード下部のトレーシングの冒頭には、番号付けのない基本記入の標目（この例では、「オカダ、アキラ」）が指示されているので、基本記入の標目を選択し指示しているという意味で基本記入方式である。しかし一方で、④から⑥の標目未記載ユニット・カードには、トレーシングに基本記入の標目の指示はあるが、基本記入の標目自体は未記載なので、カードの記載方式として捉えれば、非基本記入方式（記述独立方式）にも対応できるようにしたというわけである。

JLA 事務局の植田喜久次は、会議の概要を報知した『整理技術通信』(No.14, 1970.7) の記事で、この方式を「彌次郎兵衛」と名付けている。

### 3. 会議開催の目的と昭和 43 年度全国図書館大会での議論

前述したように、目録委員会は予稿集の基調報告において、この会議を開催した理由を述べているが、前々年の 1968 年 9 月に北海道で開催された全国図書館大会の第 12 部会（整理技術）において、NDL と JLA の印刷カードの普及・改善をテーマとして、同種の問題が取り上げられている。今回の全国会議はその継続であるので、全国図書館大会の第 12 部会でどのように取り上げられたかを見ておきたい<sup>9)</sup>。

第 12 部会の企画運営は、JLA 整理技術研究グループ<sup>10)</sup>の在京幹事が行っている。議長を務めた森清（NDL 整理部主任司書）は次のように語っている。

この部会では昨年印刷カードの複製を取り上げたが、今年は各館で作っている印刷カードのことでなく、全国的に頒布されている印刷カード、具体的には国立国会図書館（NDL）と JLA の印刷カード、とくに前者について、なぜ普及しないか、どのように改善すべきか、また利用の効果といったことを討議ねがいたい。

この問題は、奉仕を前提とする整理業務の合理化、能率化には、共通的なルールで作られた印刷カードの活用がはかられるべきだという観点から取り上げられた。

具体的には、NDL 作成・頒布の印刷カードについて、①印刷カード作成範囲の拡張、②発注手続き、③記入形式、④印刷カード普及の対応策をテーマに討議され、このなかで、③記入形式において、「記述部分だけの印刷カード」という言葉を用い、「標目未記載ユニット・カード」が論じられている。NDL 職員で目録委員でもある石山洋は、この記入形式についての解説を求められ、次のように述べている。

---

9) 「昭和 43 年度全国図書館大会記録 第 12 部会 整理技術：印刷カードの普及と改善の諸問題」『図書館雑誌』62(12). 1968.12, p.594-598

10) 当初は「整理技術グループ」の名称で発足した。詳細は、「1960 年代の目録規則をめぐる論争—日本における近代目録法をめぐる論争を読む (6)」『メタデータ評論 (10)』2025.10, p.55-82 を参照。([https://doi.org/10.51042/metadatabyoron.10.0\\_55](https://doi.org/10.51042/metadatabyoron.10.0_55))

標目と記述の分離方式では標目は読みだけで充分であると考えられている。読みにはカナと 2 通りのローマ字があって各館で異なる。できれば標目なしの、各館共通に使う要素（記述部分）だけのカードにした方が便利だとする説である。

この説明に対して、「結局は基本記入をやめろという主張だけが残って、それは目録法の改正ということになりはしないか」という疑問が出され、それに対して石山洋は次のように答えている。

トレーシングに基本記入の標目を指示しておくことができるから基本記入の否定にはならない。標目に漢字を含めるか否かということだが、記述部分だけの印刷カードでは標目は読みの形だけで良いとされている。

森耕一も同様に次のように語っている。

LC で日本の図書を目録にとる場合、記述の本体は漢字、カナで書き、標目はあとからローマ字で打ちこむ。(中略) 分離方式でも基本記入の考えを否定しているわけではない。(中略) 主記入の標目はトレーシングに明示すればよい。

小田泰正は次のように語っている。

記述独立（分離）方式を LC のスポールディング (AACR のゼネラル・エディター) はフレキシビリティに富んだいいやり方だと評価した。何を主記入の標目にするかということと、ユニット・カードが必ず基本記入の形をとらねばならぬかと言うことは別問題だ。国会図書館の立場から考えれば、どこの館でも使えるような形のユニット・カードを考えざるを得ない。記述だけの印刷カードの作成を日本の館界がどう受けとめるか大きな関心を持っている。

この時点での小田泰正は目録委員会委員長ではない。彼は NDL の整理部長（1965 年～1969 在任）として参加している。また、翌年の目録委員長就任時は、NDL 総務部業務機械化準備室長（司書監）である。また彼は、JLA では「日本の参考図書編集委員会委員長」を務めているように、元来は利用者サービスにおけるレファレンスライブラリアンであった。このような人物を、JLA 整理技術委員会は目録委員会委員長に推薦したのである。

著者基本記入論の若手の代表者であった石山洋の発言は、第三者的な口調に聞こえるが、目録委員会においても整理技術委員会においても、1968 年 9 月時点ですでに「標目未記載ユニット・カード」が将来の方向性として共通認識となっていたことが垣間見られる。

なお、この第 12 部会の最後に、NDL へ向けた以下の要望書を全体会議に提出することが決議された。

我が国に於ける印刷カードの普及と改善、及びその将来性について審議するため、国会図書館、文部省、大学及び公共図書館並びに日本図書館協会、出版界等の代表者からなる専門協議会が常設されるよう国会図書館において斡旋されることを昭和 43 年度全国図書館大会の名で国立国会図書館長に要望する。

この要望の取扱いを議題とした「印刷カード業務改善のための打合わせ会」が、文部省、JLA、公共図書館、大学図書館が参加して NDL で開催され討議された旨、『国立国会図書館五十年史 資料編』に記録されている<sup>11)</sup>。

世界的に見ると、1969 年は、目録法の世界において重要な年である。国際目録専門家会議 (International Meeting of Cataloguing Experts: IMCE) がコペンハーゲンで開催され、ISBD の雛型が提示されている。また、LC/MARC の頒布が開始された年でもある。

NDL では業務機械化準備室が設置され、大型コンピュータの導入と漢字処理の開発が始まるとともに、ISBD の策定に向けてアジア資料の特徴を反映させるための活動も行われている。NDL では、翌年の 1970 年には電子計算機室が新設され、漢字処理第 1 号の刊行物として『国会会議録総索引』が刊行されている。

#### 4. 参考資料について

予稿集には、4 つの報告の他に、参考資料として「標目未記載ユニット・カードに関連する諸意見」が以下の(1)から(7)までの 7 つの論点に分類して掲載されている。

- (1) 標目について
  - (1.a) 表記のみ
  - (1.b) 漢字+表記
- (2) 副出カードに基本記入の標目不要説
- (3) ユニット・カードに標目不要説
- (4) 第 2 次排列と基本記入の標目
  - (4.a) 主題目録
  - (4.b) 図書記号
- (5) 第 2 標目必要説
- (6) 記述独立説
- (7) 記述の同一インデクション方式

---

<sup>11)</sup> この時期の NDL の動きについては、次回に回したい。

このリストを発表年順に並び変えてみると以下ようになる。25 件の各論考の末尾の丸がっこに囲った番号 ((1b)や(2)等) は、上記の論点の番号である。

- (1) 1938 仙田正雄「辞書体目録実施上の諸問題」『図書館研究』11(4), p.423-431 (1b)
- (2) 1950.9 天野敬太郎「目録カードとその書式」『図書館界』2(2), p.33-41 (1a)
- (3) 1951.9 遠藤英三「目録法についての疑問：井の中の蛙の声」『学校図書館』11, p.38-39 (2) (7)
- (4) 1953.11 杉原丈夫「かな標目論」『IFEL 図書館学』3, p.17-23 (1a)
- (5) 1955.7 森耕一「日本目録規則に対する意見」『図書館雑誌』49(7), p.212-215, 220 (1a)
- (6) 1955.9 杉原丈夫「日本目録規則への質問：標目をめぐって」『図書館雑誌』49(9), p.326-329 (2) (3)
- (7) 1955.9 高橋泰四郎「著者主記入論覚書」『図書館雑誌』49(9), p.330-333 (1b) (4a)
- (8) 1955.10 井上裕雄「基本記入の標目 (1)」『図書館界』7(5), p.149-157 (4a) (4b)
- (9) 1955.11 石塚栄二「著者主記入論覚書」に対する疑問：基本記入とはなにか」『図書館雑誌』49(11), p.392-395 (4a)
- (10) 1955.12 森耕一「標目と記述の分離：目録作業の合理化のために」『図書館界』7(6), p.195-201 (1a) (1b) (2) (5) (6) (7)
- (11) 1955.12 井上裕雄「基本記入の標目 (2)」『図書館界』7(6), p.183-191 (3)
- (12) 1956.5 森耕一「書名標目とはなにか：丸山氏に答える」『図書館雑誌』50(5), p.154-158 (1a)
- (13) 1957.4 藤田善一「目録作業の簡略化と能率化—<標目と記述の分離>に基づくユニット・カード制について—」『図書館界』8(5), p.119-129 (6)
- (14) 1957.12 石山洋「主記入不用論の分析 (論文)」『図書館学会年報』4(3): 7, p.33-50 (1a) (4a) (5) (6) (7)
- (15) 1958.4 石山洋「標目と記述の分離について」『学校図書館』90, p.59-62 (1a) (6)
- (16) 1958.4 丸山悦三郎「基本記入の概念」『図書館界』10(1), p.1-9 (1b)
- (17) 1958.5 藤田善一「標目は標目、記述は記述：石山氏の論考に反して」『学校図書館』91, p.39-43 (6)
- (18) 1958.6 高橋泰四郎「基本記入の標目は必要である：標目と記述の分離について」『学校図書館』92, p.41-45 (1a)

- (19) 1958.11 丸山悦三郎「標目と記述の分離は小図書館向け」『学校図書館』97, p.45-48 (4b)
- (20) 1959.2 山下栄「カード目録における標目の表わし方と排列：「標目と記述の分離について」の諸論を読んで」『学校図書館』100, p.62-66 (1a)
- (21) 1959.10 石山洋「主記入不用論の分析再論(論文)」『図書館学会年報』6(2):11, p.69-79 (6)
- (22) 1968.9 石山洋「スタッフ・マニュアル小論：「中小図書館整理基準サンプル」を検討して」『図書館学会年報』15(1): 20, p.31-35 (3) (6)
- (23) 1969 岩渕泰郎『和漢書目録のつくり方(シリーズ・図書館の仕事 10)』日本図書館協会 (1b)
- (24) 1969.9 伊藤昭治「閲覧用目録の編成について--公共図書館の事例」『図書館界』21(3), p.74-81 (4a)
- (25) 1970.3 高橋泰四郎「記述独立方式の研究」『整理技術通信』12, p.1-6 (6)

このリストを見ると分かるように、参考資料として列挙された論考は、1955年から1959年の戦後2回目の記入論争の時期に集中している。(10)と(14)は多岐にわたる論点を包括的に論じた論考であるが、(10)は記述独立方式、(14)は著者基本記入方式を支持している。

しかしながら、標目について扱っているにも関わらず、ここに挙げられているのは、1950年代の「記述独立方式」をめぐる議論に関わる論考に限られており、1960年代の「パリ目録原則」をめぐる議論に関わる論考は全く含まれていない。「パリ目録原則」における目録の機能をめぐる議論や文献単位(著作)の識別を重視するか書誌単位(特定の図書)の識別を重視するかといった1960年代の議論は、参考資料の一覧を見る限り、範疇外とされている点に注目すべきである。つまり、「和漢書の標目そのものについての本質的検討」と言いながら、標目の国際的な標準化を目指した「パリ目録原則」をめぐる議論への言及はすっかり抜け落ちているのである。基調報告で「主記入論を、ここにまたあらためて繰り返すかえそうとするものは断じてなく」と語ったのはこのことを指しているのであろうか。

1960年代後半は、NCR1965への不満が多いにもかかわらず、目立った論争がなかったのが特徴である。表立った論争のみを取り扱うならば、この数年間はすっ飛ばしてもいいと言えるかもしれない。またNCR1965推進派も含めて、基本記入論(著作の識別)よりも、基本記入の標目論(著者標目の選択と著者標目の形式)に偏した議論が大半であったと言える。そのなかでの例外が森耕一とその仲間たちによる論考である。これまで本シリーズで取り上げてきた論考がいくつか含まれているが、本来、参考資料に列挙すべきではなかったかと思われる文献を以下に年代順に示した。

- (26) 1957.6 森耕一, 朴木貞子「基本記入とはなにか : Lubetzky の見解とその批判」『図書館界』8(6), p.145-152
- (27) 1958.8 森耕一「標目の分離は可能である」94号, p.49-54 (ル・リーブ先生に代って)
- (28) 1958.9 森耕一「標目の分離は可能である 2」95号, p.50-54 (ル・リーブ先生にかわって)
- (29) 1960.2 森耕一「基本記入に関する考察 (上)」『図書館界』11(6), p.203-210
- (30) 1960.4 森耕一「基本記入に関する考察 (下)」『図書館界』12(1), p.7-15
- (31) 1960.10 Eva Verona; 森耕一訳「文献単位と書誌的単位」『JLA Information Service』1(3/4), p.125-141
- (32) 1963.11 Texa グループ「目録原則国際会議の決議に対する意見—特に国内目録法との関係において—」『図書館界』15(4), p.105-111  
付録 I 国際会議で採択された目録規則 (抄) と「付録 II Ranganathan の代案 (抄)」の二つの翻訳を付している。
- (33) 1964.5 森耕一「個人著者標目について (目録法シンポジウム その 2)」『図書館界』16(1), p.8-15
- (34) 1967.7 森耕一「目録原則に関する討議(1)」『図書館界』19(2), p.51-56  
『目録原則国際会議の報告書』(International Conference on Cataloguing Principles. Report. 1963.) のうちパリ原則の討議過程を紹介したものであるが、未完に終わっている。古川肇はこの未完の続編を「勝手ながら自らの一存でグループの他のメンバーに成り代わり」まとめたものが本誌に掲載されているので参照してほしい<sup>12)</sup>。
- (35) 1967.7 森耕一「目録の機能についての覚書」『図書館界』19(2), p.48-51
- (36) 1968 森耕一「目録法における相対主義 : 講演」『私立短大図書館担当者研修会報告書』昭和 43 年度, p.151-175
- (37) 1970.9 森耕一「目録法における相対主義 : 無著者名図書 (著作) を中心に」『図書館資料論集 : 仙田正雄教授古稀記念』p.75-94

当時の議論の枠組みを知るために、参考資料に挙げられている文献(10)と、本来リストアップすべきであった文献のうち文献(37)の内容を以下に簡単に紹介しておきたい。

文献(10) 森耕一「標目と記述の分離 : 目録作業の合理化のために」は、記述独立方式の記念碑的論文と呼ばれているが、その名に恥じることなく、標目未記載ユニット・カード方式から NCR 新版予備版の記述ユニット・カード方式までの論点がすべて先取りした形で提示されている。簡単に要約する。

---

<sup>12)</sup> 古川肇「パリ原則への討議 —森耕一「目録原則に関する討議」続編— (上) (下)」『メタデータ評論』第 6 号, 2023.10, 第 7 号, 2024.4 ([http://techser.info/?page\\_id=716](http://techser.info/?page_id=716))

(1) 著者主記入の要件の提示

著者(名)主記入と書名主記入の是非について『学校図書館』誌で繰り広げられた 1951 年～1955 年の記入論争に触れ、著者主記入論者として登場した自分自身が、著者主記入の要件を次の 2 点挙げたことから説き起こす。

① 図書を探すてがかり。手がかりは各図書に対して特徴的なものが多い。

Identification (個として識別すること、個別化) のためには、著者と書名とでは、概していけば著者の方が特徴的である。

② 主記入目録としては、リテラリー・ユニット (文献的単位) で構成されることが望ましい。

(2) 複数記入制においては基本記入が不要である。

1 冊の図書に対して、(著者・書名・件名など) 複数の記入が作成され、いずれの記入にも全く同様の記述が与えられている——同質・同量のインフォメーションがいずれからでも得られる——という場合には、それら複数の記入のうちの、どれが基本記入であるという指定は不要である、というより、全く意味がない。

(3) 標目の価値は等価である。

共著の場合の 1 番目の著者名を基本記入の標目として、2 番目以下の著者名を副出記入の標目とする場合、著者記入として最も適切な形のもをそのまますべての記入の基本形とするところに問題がある。著作の種類にかかわらず、第二次排列をすべて直接に書名によって行うのであれば、副出記入においては、基本記入の標目は無用の存在というよりも、排列のためにはジャマになる存在である。

文献(37)が公表されたのは、第 1 回整理技術全国会議が開催された後なので、参考資料に掲載されることがなかったのは当然であるが、この文献は、1957 年から 10 年以上にわたる研究成果を示す文献(26)～(36)までの総まとめと言える論考なので、その内容を簡単に紹介しておく。

この論考は、1961 年の IFLA 目録原則国際会議 (ICCP1961) において採択されたパリ目録原則の項目 6<sup>13)</sup>を中心に論じたものである。項目 6 は、ICCP1961 における討議において最も紛糾した項目の一つであり、一つの統一的な原則にまとめられず、当初の案ではなく下記のような妥協案となった。

項目 6 それぞれの記入の機能 (Function of different kinds of entry)

6.1 著作の基本記入は、著者名で作られる場合は統一標目のもとで作るのが普通である。書名で基本記入をとる著作の場合にはその図書に印刷されている書名の方で、基本記入をと

---

<sup>13)</sup> 「パリ目録原則」をめぐる議論 (その 1) —日本における近代目録法をめぐる論争を読む

(4) — 『メタデータ評論』第 5 号, 2023.4, p.56-57 参照。

( [https://doi.org/10.51042/metadatahyoron.5.0\\_37](https://doi.org/10.51042/metadatahyoron.5.0_37) )

り、統一書名で副出記入をとってもよいし、あるいはまた統一書名の方で基本記入をとり、他の書名を副出記入なり参照にとってもよい。但し非常に有名な著作、特に伝統的な書名で知られている著作の目録の場合には、統一書名である後者のやり方の方が勧告される。(アンダーライン引用者)

ヴェロナ (Eva Verona) は、ICCP1961 に提出した審議資料において、図書館目録の目的は、(1)ある書誌的単位、すなわち、ある図書あるいはある著作の特定の出版物や版が図書館に存在するかどうか、(2)ある著作すなわち文献単位のどの版や翻訳などが図書館に存在するか、(3)ある著作の出版物が図書館に存在するか、について利用者に知らせことであると述べている<sup>14)</sup>。そして、最初の 2 つの目的のすべてを、同じタイプの記入 (例えば基本記入) で同時に満たすことが可能ではない、それに対応する方法は次の 2 つがある。

- (A) 特定の出版物のタイトルに従って基本記入を設け、排列し、文献単位の集中は副出記入に委ねるか、場合によっては基本記入における注記によって行う。(A 方式)
- (B) 基本記入は、著作の原タイトルまたは伝統的タイトルに従って設定・排列され、その結果、1 つの著作のすべてのさまざまな版が目録の一か所に集められる。特定の出版物のタイトルは、副出記入によって表現される。(B 方式)。

森耕一は、この A 方式と B 方式に折衷方式という C 方式を加え、「無著者名図書」に対して「なにを基本記入の標目とするか」を次のようにまとめている。

A 法 図書中に印刷されている書名のもとに基本記入をつくる (体現形の書名)

B 法 統一書名のもとに基本記入を集める (著作・表現形の書名)

C 法 無著者名古典は B 法、その他の無著者名図書には A 法によるという折衷法

NCR1965 の「第 8 章 無著者名の著作」の「47 通則」および「48 無著者名古典」において、NCR1965 は C 法に基づいている。

ヴェロナによると、A 法か B 法かの選択の決定は、目録と利用者との関係に対する考え方にも左右されるし、出版物のカテゴリによっても変わってくる。出版物のカテゴリから見ると、B 法は無著者名古典や広く知られた著作の著作に適し、A 法は最近の著作、特に科学技術書の翻訳書および諸版に適している。

森耕一がこの検討の対象としている「無著者名図書」とは、「平家物語」や「万葉集」といった無著者名古典だけではなく、雑誌、新聞などの逐次刊行物や団体出版物や合作書・合集<sup>15)</sup>なども含まれ、後者の方が、一般的な利用者に利用されることの多い資料群である。

---

<sup>14)</sup> 同上 p.50-53 参照。

<sup>15)</sup> NCR1965 の用語定義を示す。

合作書 (composite work) : 1 つの主題について 2 人以上の著者が共同で書いた図書。各著者の分担は判然と区別される。

合集 (collection) : いくつかの著作の全文、または部分を集め、それを全体として 1 つにまとめて出版したもの。

利用者の属性から見ると、館種によって適否が変わる。一般的には大図書館は B 法、小図書館は A 法が適する。

また、逐次刊行物の記入について、「逐次刊行物が別個の書名のもとに継続して発行された場合、同一の書名をもつ一連の巻号ごとに、それぞれの書名のもとに 1 個の基本記入がつけられるべきである」というパリ目録原則の項目 11.5 の規定は、書名基本記入に関する一般的規定（原則 6.1）と統一を欠いているのではないかと森は指摘している。

森耕一はこの問題を次のようにまとめている。

統一書名というのは、原則として 1 個の図書 (a book) から定まるものではない。同一文献単位に属する図書－著作の諸版 (editions of the work) ーがもつ書名の中から選ばれたものが統一書名であり、それは、当然その文献単位 (著作) に対応するものであり、著作ごとに定められるものである。

同様に、著者名の統一標目も著作を基にして定められる。この場合には、統一書名よりも広範で、1 著作ではなく、その著者の全著作を通じて 1 個の標目が定められる。

いずれにしても、統一標目主義というのは、“著作を基本記入の対象と考える立場であり、著作中心主義とよんでもよい”のである。それに対して、Verona の A 法あるいは私が相対主義とよぶ立場は、図書を基本記入の対象と考える、いわば図書中心主義である。

・・・記入というのは、どこの定義にもあるように図書の記録であってその記述の部分は、対象となっている図書の特徴を記載している。基本記入の記述の部分も、著作ではなく図書について記載していることには変わりがない。そういう前提に立って、Verona は“抽象的な文献単位の書名にもとづいて、基本記入の排列をコントロールする要素を選定している B 法は、基本記入の記述の部分と論理的に矛盾する”と述べている、この Verona の主張に対しては、標目と記述とは別個のものである。その性格もはたすべき役割もちがうなど、いろいろの反論があろう。しかし、なにか考えさせる重要なものをはらんでいるように思われるのである。

このように、NCR1965 が依拠する基本記入方式は著作中心主義（統一標目主義）に対して、図書中に印刷されている書名・著者名をより重視する図書中心主義の立場があることを森耕一のこの論考は示している。もし文献(26)～(36)をも参考資料に含められていれば、「文献単位と書誌単位」の是非というより広がりのある討論になったのではないか。次章で、実際にどのような討議が行われたかを次に見ることとしたい。

## 5. 会議の概要

『第 1 回整理技術全国会議議事録』（日本図書館協会整理技術委員会編、日本図書館協会、1970.9）の会議記録に基づいて、会議の様子を概観する。

参加者は、全国の図書館の整理担当者および整理技術の研究者 143 名であった。館種の内訳は、大学（含短大）図書館 70 名、学校図書館 2 名、公共図書館 42 名、専門図書館その他 15 名、NDL15 名である。その他に、報告者 3 名、分類委員会委員 7 名、目録委員会委員 10 名、件名標目委員会委員 1 名、整理技術研究グループ幹事 2 名、整理技術委員会委員 5 名、議長 3 名、JLA 顧問 1 名、JLA 事務局 9 名が参加している。

会議は「予稿集」に沿って進められた。

## 5-1 報告と質問回答

4 つの報告の後、討論に入る前に、報告への質問とそれに対する回答がなされた。ここでは報告と質問回答をまとめて箇条書きで記述する。

< 基調報告（小田泰正目録委員会委員長） >

### ■報告

- (1) NCR1965 改訂は行わない。
- (2) NCR1965 と JLA 出版物に、目録規則に対する考え方が不統一である。
- (3) 国際的な基準確立の方向にどう対処するか。  
パリ目録原則に続いて、書誌記述の国際的な基準 (Standard Bibliographic Description) 確立の動きがある。国際オリエンタリスト会議で、「東洋資料の書誌記述の標準化」が取り上げられようとしている。
- (4) 印刷カードの改善・普及と和漢書ユニット・カードについて検討している。  
前述した 1968 年 9 月開催の全国図書館大会における NDL 印刷カードの改善要求がなされた。また、昭和 45 年度の文部省予算に国立大学の図書館に印刷カードを 1 セットずつ買うだけの予算が確保された。
- (5) 「標目未記載ユニット・カード」と「標目」  
日本語の特異な性格により、ユニット・カードを未記載とするこの方式が、融通性を確保することになるのではないか。
- (6) 書誌記述の標準化と標目のあり方  
以上の観点から、「和漢書のユニット・カードはどのようなものがよいか」を提起した。

### ■質問回答

質問：整理業務の合理化、機械化と標目未記載ユニット・カードとの関連をどう考えるか（高鷲忠美（亜細亜大学））

回答：印刷カード頒布のために残した過渡的なものだと考える。コンピュータで処理するときは、書誌的データが問題となり、これの組合せにより、いかようにでも目録がとれることになる。したがって、**main entry** という概念は、機械化が本当に普及すればなくなっていくでしょう。

質問：SBD の中心議題は（吉川専心（広島大学））

回答：問題は記述部分にどういうデータをどういう順序で入れるかを国際的に統一しようということ。

<事例発表 1 標目未記載ユニット・カード採用事例（石塚栄二）>

予稿集では、大阪市立中央図書館の目録作業の概要を中心に記述されていたが、発表では、「記述独立方式」がどういう条件のもとで成立するかをこの会で問題にしていきたい」と述べ、次の三点を語った。

■報告

(1) 現在の和漢書目録の特徴

- ① 冊子目録も普及しているが、カード目録が中心である。
- ② 図書館は複数の目録をもっている。
- ③ ほぼ半数ぐらいの図書館がユニット・カード方式を採用している。
- ④ 目録の機能として、書誌の機能よりも検索の機能の方が重視される。
- ⑤ カード排列のための表記に仮名とローマ字が混在している。

(2) 基本記入の成立条件

- ① 書誌や引用形式で、一応、標準化されている
- ② 総合目録をつくる場合に必要
- ③ 完全記入

(3) 「記述独立方式」の成立条件

- ① 目録の機能の上で、従来のように、書誌、すなわち、種々の著作の版を集めてきて、諸版の **original critique** をやるというような機能は、国立国会図書館とか大規模の大学図書館、特殊な図書館を除いては、薄れてきており、**finding list** としての機能の方が前面に押出されてきている。
- ② 一般にユニット・カードが採用されるようになってこれの提供するインフォメーションは同一である。
- ③ 標目について、漢字・仮名・ローマ字が混在しているという現状だが、一つの館としては、どれかを選ばなければならない。

(4) 記述独立方式の大きなメリットは何か

各々の記入の相対性、いずれの記入で提供する書誌的インフォメーションもすべて同一であるという点に、「記述独立方式」の存在する理由がある。

■質問回答

質問：著者の概念があいまいになるのではないか（高鷲忠美）

回答：著者の概念云々というより **finding list** としての目録の機能を考える方が大切で著者概念は別の書誌上の問題であると考える。

質問：単一記入の目録に利用する場合にどうするか。（高鷲忠美）

回答：編成に必要な標目を書き加えればよいので、即書名主記入につながらない。

質問：主な著者を決定しないと人名標目による統一がなくなる。(高野彰 (東京大学))

回答：目録の前提は、標目の統一をはかるということ。なんらかの典拠ファイルを利用して統一することが当然必要になる。

<事例発表 2 採用後に中止した事例 (竹中靖雄) >

京都府立総合資料館を新設する際、京都府立図書館が採用していた記述独立方式を中止し、NDL印刷カード利用に切り替えた。

(1) 「記述独立方式」中止の要因

- ① 書誌や引用形式で、一応、標準化されている。
- ② NDL印刷カードをできるだけ導入しようということになって、統一をはかるためNCR方式に切りかえた。
- ③ 作業過程の分離方式(記述独立方式の特色の一つ)では、多くの未経験の整理担当職員の指導がむずかしくなった。

(2) 「記述独立方式」の感想

- ① 基本記入と副出記入の区別を認めないという点については否定的な立場に立つ。
- ② 一冊の図書について必ず一つの記入を作らなければならない、というものであるはずであり、あった方が便利だと思う。

■質問回答

質問：NDLカードと自館作成カードとの標目の違いをどう処理しているか(柳屋)

回答：NDLカード1枚をセット購入し、これを原稿カードとして自館複製し、使用するときには標目を訂正している。

<事例発表 3 標目記載のものとの混合事例 (山縣二雄) >

1943年に設立された金光図書館の事例発表である。

NCR1942年版から著者主記入の目録を作成。NDL印刷カードも使用。辞書体目録を作成してきたが、著者主記入の目録から検索中心主義の目録に向けて、「著者名+件名目録」から「個人名・団体名目録」および「主題目録」に編成替えしている。

質問：さまざまなカードが混在していて、目録としての機能に支障をきたさないのか、それともやむを得ず、そのままにしてあるのか。(鈴木英二)

回答：様式が違っていても、標目は、はっきりあり、検索語をどういう形で、カード上のどの位置に記入するかは定まっているので問題ない。

## 5-2 討論

主催者である整理技術委員会の委員として森耕一が、次の2点をまず確認した上で討議が始まった。

① 欧米とは異なり、記入の冒頭にある標目の表記が、仮名、漢字、仮名+漢字補記あるいはローマ字であったりするので、ユニット・カードの標目部分を空白にしておくのが合理的ではないか、ということで今日のテーマがでてきたこと。

② 「標目未記載ユニット・カード」は著者主記入を否定しているものではないこと。討議された主な内容は次のとおりである。

(1) 「標目は排列語か検索語か」について、次のようなやり取りがあった。

- ・標目未記載のサンプル例で、漢字の表記の場合、漢字のあと（右）に仮名をつけてはいけないか？
- ・標目とは、排列上の位置を決めるものなので、広辞苑でもなんでも国語辞典には、音が出てくる。これと同じように、読みは見出し語だから、これを漢字のあとにもってくるのはおかしいと思う。この場合、読みは難読を示すものではない。(宮坂)
- ・標目は排列語ではなく検索語と捉えれば、仮名より漢字がすぐれている。(竹中)

(2) 「書誌性は無視してはいけない」という立場から、「記述独立方式で書誌的個別化ができるか？」という疑問が高橋泰四郎 (NDL) から提示された。『萬葉集』という書名の例を挙げ、記述独立方式だと、原典であろうと校訂であろうと研究書であろうと一か所に集まってしまい区別が出来ない。基本記入方式だと、それが個人の著作か編纂か校訂かあるいは無著者名古典の原典がわかる。

この疑問に対して、次のような反論があった。

- ・書名カードの場合は、第二排列の基礎を請求記号にすれば、完全に排他性をもつ。(山縣)
- ・「萬葉集」という書名のところに全部集めて、テキストか著作かは、別の手段、例えば注記で区別がつくよう工夫した方がよい(鈴木英二)
- ・現在の NCR では、原典がトップにくるとは限らない。そうするのは排列基準である。(森耕一)
- ・仮名だけでは分からない場合には漢字を併記すればよいとフレキシブルに考える。(石塚)

(3) 「国際目録原則と項目未記載の関係はどうなるか」という疑問に対して、小田泰正は「国際性への協調にのみ眼が向いて、日本の特殊性が犠牲になっていきらいがある。・・・双方の調和をはかるには、標目未記載ユニット・カードというようなフレキシビリティというような形式が、国際性と日本の特殊性との接点として考えられはしないかと思う」と述べている。

(4) 「標目未記載方式」における標目の意味について

「標目」という言葉は、あるときは基本記入のそれであり、あるときは、副出記入のそれを指したりする。「標目未記載カード」といった場合は、従来の基本記入の標目部分を空白にするという意味である。

(5) その他

「団体、紀要、逐刊の扱い」「ペンネームの統一の扱い」といった、基本記入の標目の選択と形式についての質疑があった。

#### (7) 感想

筆者が会議記録を通読したときと同様の、興味深い感想を記録されているので、以下に引用する。

この方式で救われたのは、記述が精確になったということです。(関根敬一郎 (埼玉県立浦和))

さきほどから伺っていると、瑣末なことばかりにかかずらわっていて、討論がかみ合っていないように思います。ただ、大勢として、大阪の方の熱意が強くて、箱根の山を越えて「記述独立」の波がヒタヒタとやってきた・・・(笑) というふうな感じはするんですが・・・。結局、公共図書館と大学図書館の間には、根本的な対立があるのではないかという気がします。標目未記載カードの是非ということですが、今日の提案のなかでは、基本記入を否定していないということらしい。結局、問題はユニット・カードの標目の部分を空白にしておいて貰うと、公共図書館としては、とくに便利だということで、国会図書館はこういう声に耳を傾け、サービスとしてそういう目録カードを配布すればよいということになります。国会図書館で二種類のユニット・カードを作成すれば問題は解決します。(小関昌男 (立教大))

そのとおりで・・・目録委員会が出されたカード例は、著者主記入の立場に立って書かれているようで、「記述独立方式」をやっているわけではありません。・・・ここで討議することは、大した問題じゃないのではないか・・・(井上哲也)

以上見てきたように、旧来の主記入論争と同様に、カード排列論や目録カードの様式論に終始することになり、ある点では「記述独立方式」の宣伝の場になった印象がある。

#### あとがき

非基本記入方式に舵を取る 1960 年代後半から 1970 年代前半までの時期において、「著作」の識別・抽出の観点から NCR1965 を取り上げた論者はほとんど存在しなかった。著作の種類によって基本記入の標目を決定することを基本とする NCR1965 を支持する論者においても、著者名の統一標目を論じこそすれ、「著作」の識別・抽出を論じることはほとんどなかった。NCR に批判的な森耕一の論考については上述したとおりであるが、「著作」の識別・抽出の観点から NCR1965 を批判したもう一人の注目すべき研究者がいたので最後に触れておきたい。それは石田公道である。

石田公道は漢学者であり、当時は北海道教育大学教授であった。1966 年から 1972 年の 7 年間にわたって、NCR1965 の標目規定を徹底的に批判する論考を立て続けに発表している。

著者基本記入方式の眼目は、基本となる標目を一つ選ぶということ（だけ）にあるのではなく、記述対象となる資料がどのような著者数や著作活動の種類やその組み合わせで成立しているかを把握した上で目録記入を作成するという点にある。これは伝統的な文献目録や書目の作成と同じ立場である。石田公道はこのような観点から、漢籍の成り立ちから始まって、本格的な著作論を展開しようとした。しかし、図書館界において賛同も批判もされずに、その価値が見出されずに忘れ去られていったようである。詳細な調査は行っていないので勝手な憶測の域を出ないかも知れないが、それら一連の批判論文に応える賛否両論が全く発見することができない点から、おそらく、石田公道は図書館界に見切りをつけたのではないかと推測できる。埋もれさせるにはあまりにも惜しいと筆者は考え、12 年前に「もう一つの『日本目録規則 1965 年版』批判－石田公道の著作論－」と題して論文を発表しているので、詳細はそれを見てほしい (<https://dl.ndl.go.jp/pid/11377852>)。

皮肉なことに、記述独立方式論者の森耕一は批判対象の NCR1965 やパリ目録原則を最も理解していたのではないかと筆者は考えている。しかし、彼は自分自身が言うように、文献単位（著作）が重要となる場合を認めながら、現代社会では書誌単位の方が重要であるという立場に立っているのは前述したとおりである。

1970 年 6 月開催の第 1 回整理技術全国会議の段階では、主記入論争を越える視点で討議が行われず、その後、なし崩し的に、館界は非基本記入方式になだれ込んでいき、NCR1977 に行きつく。これは次回のテーマである。

(わなか みきお)

2026 年 4 月 8 日